

建築基準法施行令の一部を改正する政令について

背景・概要

- 近年の社会状況の変化や技術的知見の蓄積等を踏まえ、火災時に火災の拡大を防ぎ、在館者を安全に避難させることを目的とした防火・避難関係規定について、安全性の確保を前提としつつ、既存の規定の合理化を行う。
- また、遊戯施設について、今まで定性的な基準しかなかった客席部分の構造基準の具体化を行う。

主な改正内容

- 窓を設けない居室のうち耐火構造とするものの範囲の合理化
- 二以上の直通階段を設けなければならない小規模建築物の範囲の合理化
- 遊戯施設の客席部分の構造基準の具体化
- その他（防火・避難関係規定等について所要の改正）
 - ・アトリウム空間等を設けた建築物に対する防火区画及び排煙設備に関する規定の合理化
 - ・小規模建築物の敷地内に設けなければならない通路の幅員の合理化
 - ・煙等の発生を抑制するための内装の制限に関する規定の合理化
 - ・建築物の避難の安全性を検証する方法の見直し（新しい検証法の追加）

【スケジュール】

○閣議：令和元年12月6日 ○公布：令和元年12月11日 ○施行：令和2年4月1日

窓を設けない居室のうち耐火構造とするものの範囲の合理化について

第111条第1項

法第35条の3

改正の背景

- 窓を設けない居室は、火災時の避難安全性を考慮し、壁や床などに高い性能（耐火構造）を求めている。
- 近年、戸建て住宅に音楽練習室やシアタールームのような窓を設けない居室を設置するニーズが高まっているものの、本規制が窓を設けない居室の設置の支障になっている。

改正内容

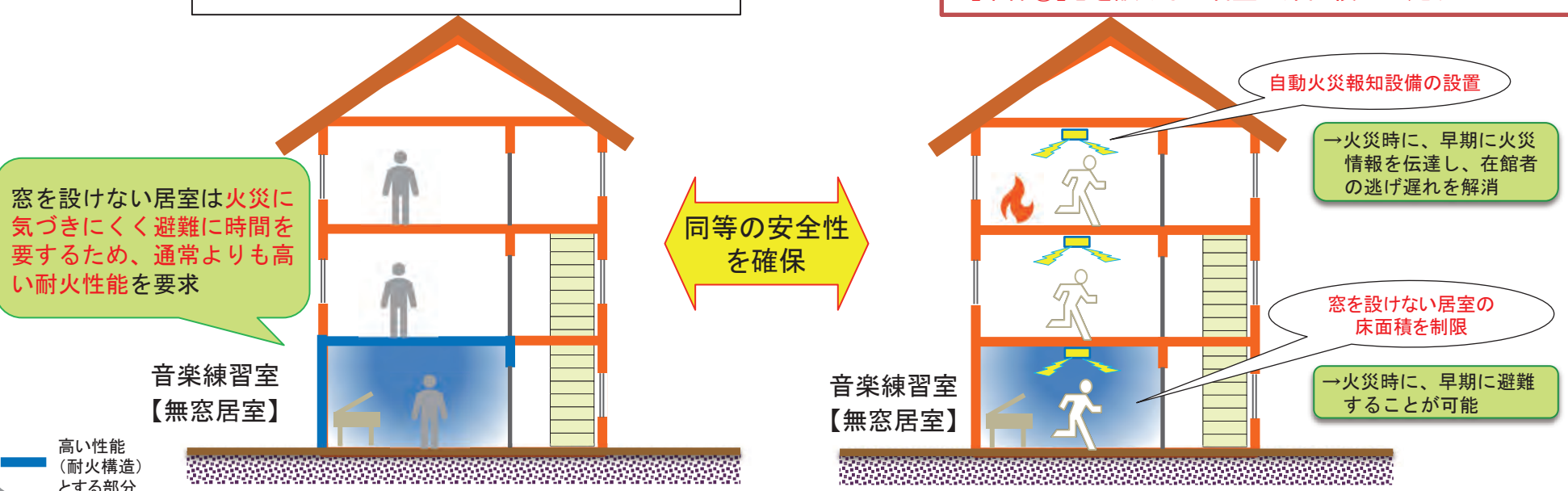
窓を設けない居室でも、火災時に早期の避難が可能な場合（自動火災報知設備が設置され、床面積が一定以下）には、安全性が確保されていることから、その壁や床などに高い性能（耐火構造）を不要とする

改正前

窓を設けない居室
：壁や床などを高い性能（耐火構造）とする

改正後

次の条件に該当する場合、窓を設けない居室の壁や床などの高い性能（耐火構造）を不要とする
【条件①】自動火災報知設備の設置
【条件②】窓を設けない居室の床面積が一定以下



政令条文

(窓その他の開口部を有しない居室等)

第111条 法第35条の3(法第87条第3項において準用する場合を含む。)の規定により政令で定める窓その他の開口部を有しない居室は、次の各号のいずれかに該当する窓その他の開口部を有しない居室(避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室その他の居室であつて、当該居室の床面積、当該居室の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離並びに警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く。)とする。

- 一 面積(第20条の規定により計算した採光に有効な部分の面積に限る。)の合計が、当該居室の床面積の20分の1以上のもの
- 二 直接外気に接する避難上有効な構造のもので、かつ、その大きさが直径1m以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2m以上のもの

告示

以下のA~Cのいずれかに掲げる基準に適合する無窓居室は、当該無窓居室を区画する主要構造部を耐火構造等とすることを要しないこととする。

A 居室の存する階の位置によらない基準

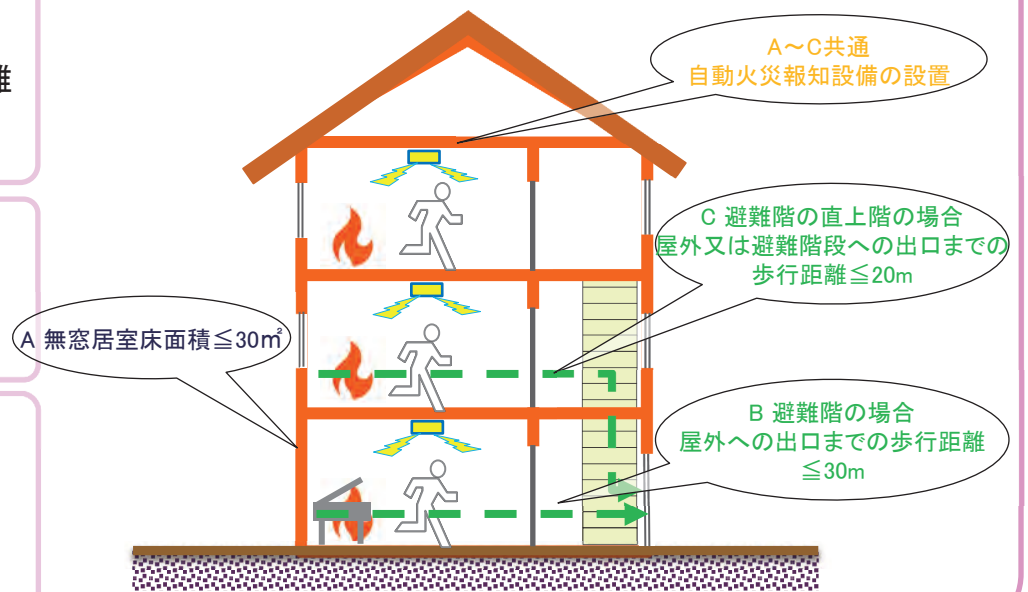
- (1)無窓居室床面積の制限
→居室の床面積の制限(30㎡) = 在館者数の制限 + 早期居室避難
- (2)無窓居室内外に対する警報設備の設置
→警報設備の設置 = 火災情報の伝達

B 避難階に存する居室の場合の基準

- (1)無窓居室から屋外への出口の一に至る歩行距離の制限
→無窓居室から屋外への出口の一に至る歩行距離の制限(30m)
- (2)無窓居室内外に対する警報設備の設置

C 避難階の直下階又は直上階に存する居室の場合の基準

- (1)無窓居室から屋外への出口又は屋外に設ける避難階段に通ずる出口の一に至る歩行距離の制限
→無窓居室から屋外への出口の一に至る歩行距離の制限(20m)
- (2)無窓居室内外に対する警報設備の設置

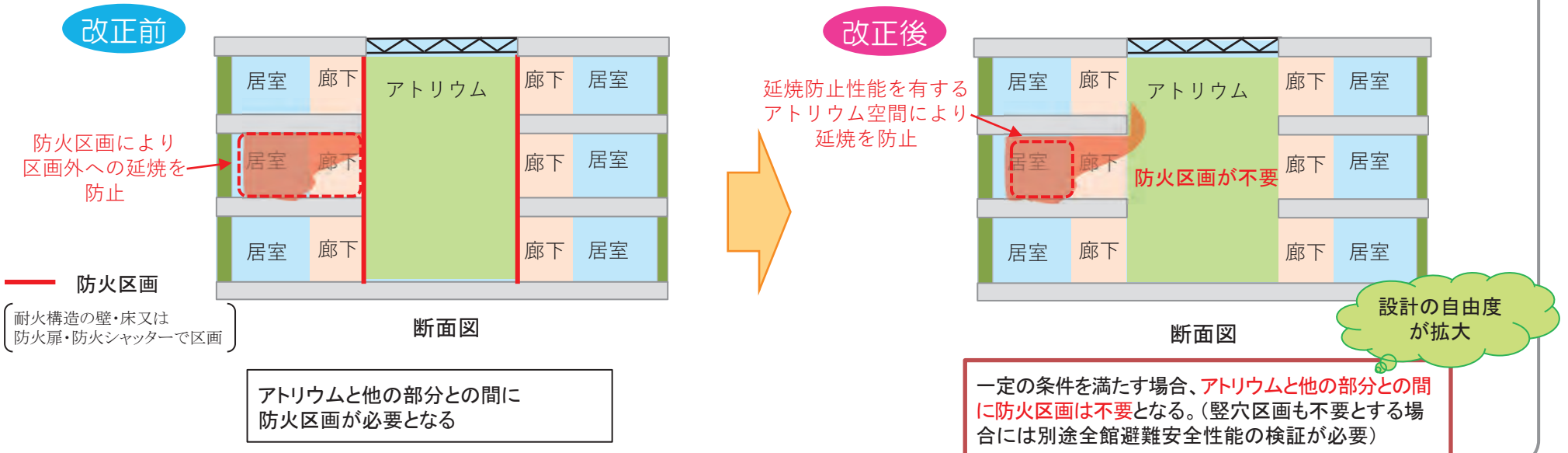


改正の主旨

- 建築物内の延焼防止を目的として、壁、柱等を耐火構造とした建築物は、1500㎡ごと(スプリンクラー設備を設置した場合は3000㎡ごと)に、耐火構造の壁・床又は防火扉・防火シャッターで防火区画しなければならない。
- この結果、アトリウムのような大空間で延焼防止を確保できる場合でも、一律に防火区画しなければならず、設計上の制約になっていると指摘がある。

改正内容

アトリウム等によって、他の部分への延焼を有効に防止できる場合には、当該アトリウム等の防火区画を不要とする



【参考】アトリウム空間の条件

- ・ 一定規模以上の空間(直径6m以上の円が内接できる、床面積1500㎡以下)であること
- ・ 収容可燃物量が少ないこと(用途が発生していないこと)
- ・ 吹抜き等の空間の規模等に応じた排煙設備を設けること
- ・ 吹抜き等の空間に接する建築物の部分の一方で発生した火災による放射熱量を計算し、他方の部分(受熱面)での受熱量が燃焼に至る熱量を超えないことを確かめること 等を告示にて規定。

改正の主旨

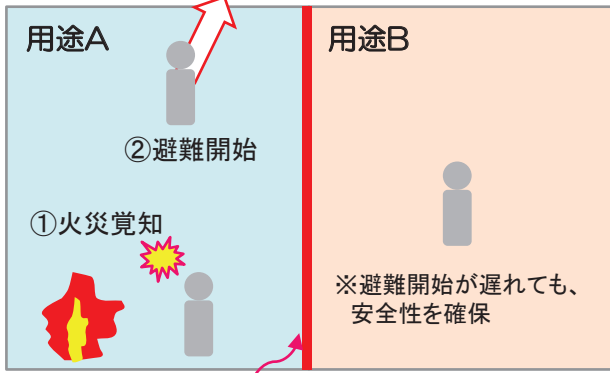
- 複数の用途からなる建築物は、火災時の情報共有がなされない場合、避難の著しい遅れにつながることから、用途間の延焼を防止する手段として、準耐火構造の壁・床又は防火扉・防火シャッターで防火区画しなければならない。
- 商業施設において物販店舗と飲食店が混在する場合、一体的に利用する施設にもかかわらず、異種用途間の防火区画が必要となり、設計上の制約となっていると指摘がある。

改正内容

用途間の火災情報を共有するため、警報設備が設置されている場合、**異種用途間の防火区画を不要とする**

改正前

複数の用途からなる平面イメージ



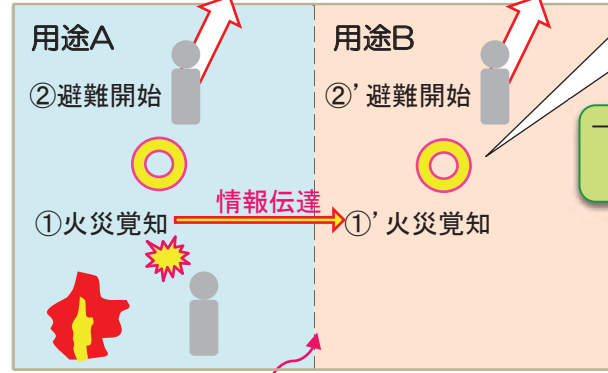
準耐火構造の壁・防火シャッター等で区画
(避難開始の遅れを見込んだ措置)

異種用途の間を、準耐火構造の壁・床又は防火扉・防火シャッターで区画する必要がある

同等の安全性を確保

改正後

複数の用途からなる平面イメージ



用途Aと用途Bは同一の空間として利用
(情報伝達の措置が図られている場合)

自動火災報知設備の設置

→火災時に、早期に火災情報を伝達し、在館者の逃げ遅れを解消

設計の自由度が拡大

- 以下の条件(告示で規定)を満たす場合、異種用途間の防火区画を不要とする
- ① 隣接する2の部分※に自動火災報知設備が設置されていること
 - ② 隣接する2の部分*が同一階にあること
- ※隣接する2の部分については、用途に制限あり。

改正の背景

- 福祉施設(老人ホーム、デイサービスなど)や診療所等は、床面積が50㎡超の階(2階以上)の場合、2つ以上の階段を設けなければならない。
- 戸建て住宅の空き家(通常、階段は1つ)をこれらの用途に変更して活用しようとする場合、本規制が支障となっている。

改正内容

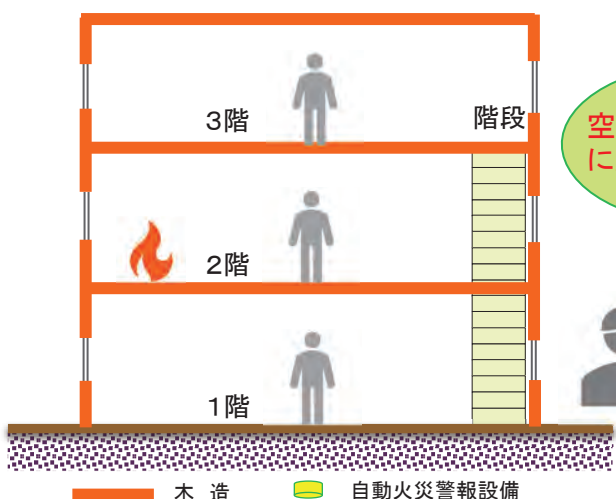
階段部分を守る「防火戸付きの間仕切り壁」を設けた場合には、**安全性が確保されていることから、階段を1つとすることを可能とする(3階建て以下延べ面積200㎡未満の建築物)**

改正前

3階建て以下延べ面積200㎡未満の戸建て住宅を老人ホームに用途変更する場合

福祉施設への用途変更の場合、階段が2つ必要となる

→ 階段が1つしかないため、用途変更が困難

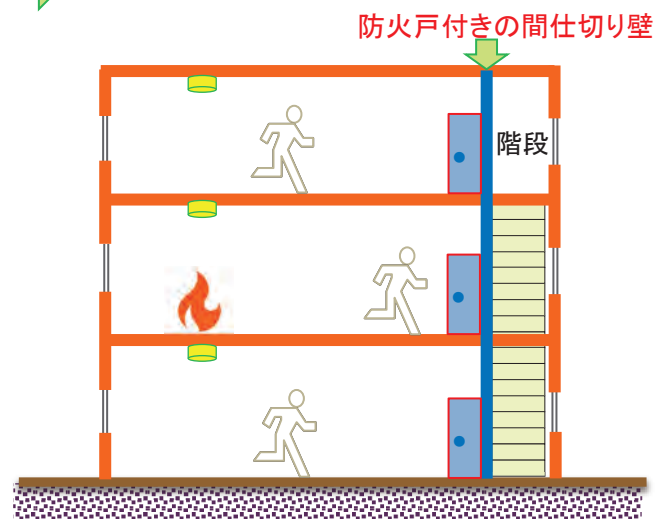


改正後

3階建て以下延べ面積200㎡未満の戸建て住宅を老人ホームに用途変更する場合

「防火戸付きの間仕切り壁」を設けた場合、階段を1つとすることを可能とする

→ 階段が1つでも、用途変更が可能に



改正の主旨

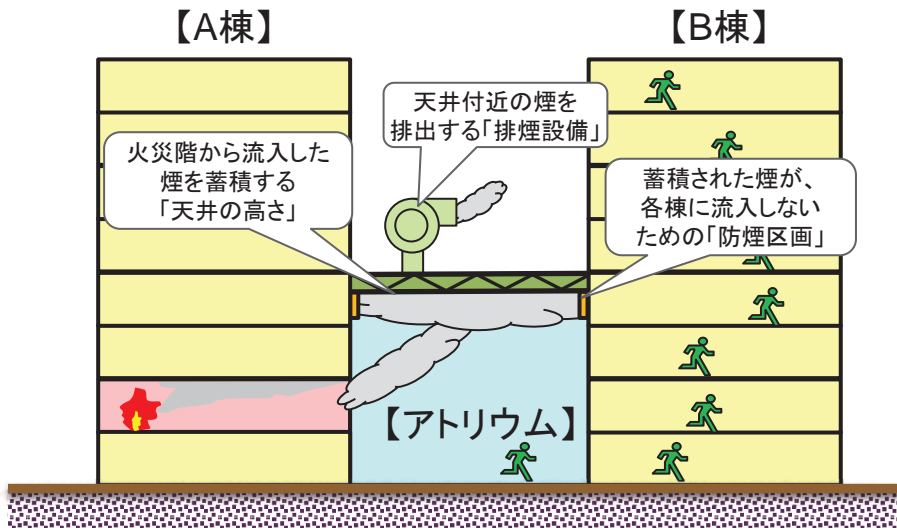
- 現行制度では、「開口部のない準耐火構造の床・壁」又は「遮煙性能を有する防火設備」で区画されている建築物の部分については、相互に火災の影響(煙・ガスの流入)を受けにくいことから、それぞれを別の建築物とみなして、排煙設備の規定を適用することとしている。
- このため、アトリウムを介して接続する建築物のように、各棟において発生する煙を十分に蓄積できるような空間で区画されている場合であっても1棟として扱われることとなっている。



改正内容

建築物の一方の部分(下図A)で煙が発生しても、他方(下図B)に煙が進入しない場合には、それぞれ別の建築物として排煙規定を適用できることとする

アトリウムで別棟みなしとする例



別の建築物とみなすことで、部分ごとに排煙規定を適用され、場合によっては排煙設備を設けなくてもよい部分も生じるケースもある

- <例>別棟とみなすアトリウム部分の条件(告示規定事項)
- (1) 火災発生のおそれが少ない用途に供するものであること 【着火防止】
 - (2) 天井と壁の内装が準不燃材料であること 【着火防止】
 - (3) 一定の天井高さを有すること 【蓄煙】
 - (4) 排煙設備が設けられていること 【排煙】
 - (5) 天井付近に防煙区画が設けられていること 【防煙】 等

改正の主旨

- 法第35条に掲げる建築物※の敷地内には、建築物の出口から、道等に通ずる幅員1.5m以上の通路を設けなければならない。
- 3階建て以下で小規模な建築物は狭小敷地に立地するものが多いが、一律に幅員1.5m以上の規制対象となるため、建築物や敷地の規模に比して負担が大きいと指摘がある。



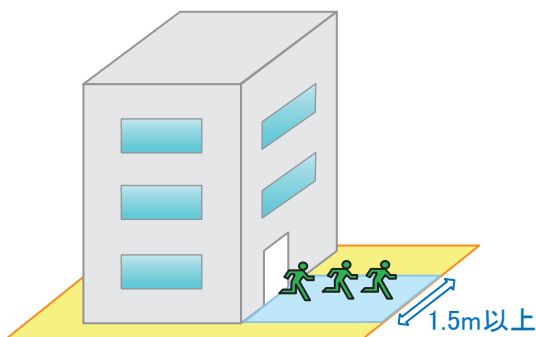
- (※)①不特定多数の者が利用する建築物等の特殊建築物、
②階数3以上の建築物、③無窓居室を有する建築物、
④延べ面積1000㎡超の建築物

改正内容

階数が3以下で延べ面積200㎡未満の建築物については、敷地内通路の幅員を90cm以上確保すればよい

改正前

規模によっては在館者が一斉に避難した場合、通路で滞留が生じ、避難に支障のおそれ



規模にかかわらず、敷地内通路の幅員は1.5m以上必要となる

改正後

小規模であれば在館者が少なく、在館者が一斉に避難した場合でも滞留が発生しにくい

階数3以下・200㎡未満



階数が3以下で延べ面積200㎡未満の建築物については、敷地内通路の幅員は90cm以上とする

改正の主旨

- 初期の火災拡大防止と避難の安全性確保の目的で、居室と避難経路の天井・壁の仕上げ材料に内装制限※がある。
- ただし、スプリンクラー設備と排煙設備を設けた建築物の部分は内装制限が免除されるが、免除のための代替措置が限定的(1つの組合せのみ)で設計上の制約になっていると指摘がある。

(※)内装制限の例：
居室→難燃材料、廊下→準不燃材料

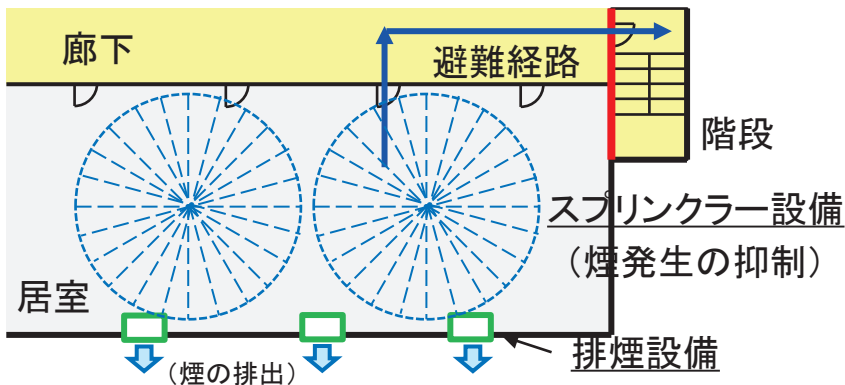
改正内容

スプリンクラー設備+排煙設備以外の組合せも、内装制限を免除する組合せとして追加する

木目を活かした内装を実現

改正前

【免除のための代替措置の組合せ】
スプリンクラー設備+排煙設備

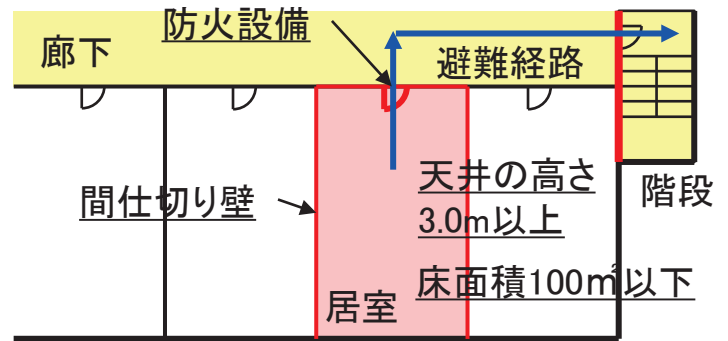


免除のための代替措置が1つの組合せしかない(政令で規定)

改正後

追加イメージ

【免除のための代替措置の組合せ】
天井の高さ+床面積+間仕切りの仕様等



現行代替措置に加え、同様の効果が期待できるものとして、天井の高さ、間仕切り壁等の効果も考慮できるように規定を改正(告示へ委任)

→告示委任とすることで、技術的知見の蓄積によって代替措置を追加可能

内装制限の代替措置について

政令条文

(特殊建築物等の内装)

第128条の5 (略)

1~6 (略)

7 前各項の規定は、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、**床面積、天井の高さ並びに消火設備及び排煙設備**の設置の状況及び構造を考慮して国土交通大臣が定めるものについては、適用しない。

告示

【パターン①】 次の(1)~(3)全てを満たす居室(劇場・病院等・就寝利用の児童福祉施設等の用途を除き、火気使用室等を除く)

(1)居室の床面積100㎡以下

(2)天井高さ3m以上

(3)居室がその他の部分と間仕切壁又は20分間防火設備(スプリンクラー設備設置で10分間防火設備)で区画されていること

【パターン②】 次の(1)~(4)全てを満たす居室(劇場・病院等・就寝利用の児童福祉施設等の用途を除き、火気使用室を除く)

(1)当該居室を有する建築物の延べ面積500㎡以下

(2)スプリンクラー設備の設置

(3)自動火災報知設備の設置

(4)避難階又は避難階の直上階にあり、屋外へ容易に避難できるよう屋外への出口等が設けられていること

【パターン③】 次の(1)・(2)全てを満たす居室(火気使用室を除く)

(1)スプリンクラー設備の設置

(2)天井準不燃

【パターン④】 (従来の政令の規定) 次の(1)・(2)全てを満たす居室

(1)スプリンクラー設備の設置

(2)排煙設備の設置

改正の主旨

- 避難関係規定では、在館者の避難安全性を確保するため、廊下、階段等の避難施設、排煙設備、内装等について具体的な仕様規定が定められている。
- 一方で、こうした仕様規定によらず、自由度の高い設計に対応するため、平成12年に「避難安全検証法」が建築基準法に位置づけられている。
- 避難安全検証法によって安全性が確かめられた場合、建築物の個々の状態に応じて、一部の仕様規定を適用除外※とすることができる。
- 避難安全検証法の位置づけから20年経過し、この間の技術的知見の蓄積を反映する必要がある。

(※)除外される規定の例:

廊下の幅、直通階段までの距離、排煙設備の設置、内装材料の制限 等

改正内容

①建築物の階の一部(区画部分)についてのみ避難安全検証法を適用できるよう方法を追加する

- ・現行の検証法は、階全体又は建築物全体のみ適用可能となっている。
- ・建築物の階の一部(区画部分)のみ安全性を検証するニーズに対応する。


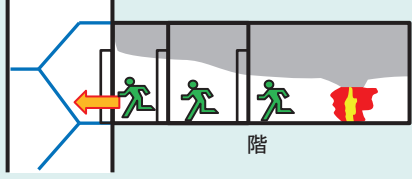
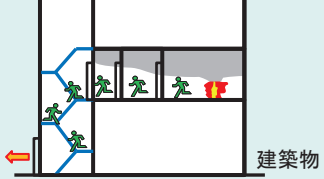
②在館者が避難に要する時間の計算方法を合理化する

- ・現行の検証法を位置づけた平成12年当時は、「避難開始時間」「出口までの歩行時間」「出口通過時間」の3要素を同時に進行するものとして計算する方法が確立されていなかった。
- ・技術的知見の蓄積によって、3要素を一体として計算する方法が確立されたことから手法の一つとして位置づける。

③現行の時間による判定法に加え、煙の高さによる判定法を追加する

- ・現行の判断基準 在館者の避難終了時間 < 煙が避難支障のある高さまで降下する時間
- ・技術的知見の蓄積によって、時間の経過に応じた煙の発生量を正確に数式化することが可能となった。
追加する判断基準 避難上支障のある煙の高さ < 在館者の避難終了時の煙高さ

避難安全検証法の見直しについて(まとめ)

	区画避難安全検証法(第128条の6)	階避難安全検証法(第129条)	全館避難安全検証法(第129条の2)
種類	 区画部分	 階	 建築物
対象	(第1項) 区画部分 (一の階にある居室その他の建築物の部分であつて、準耐火構造の床若しくは壁又は一定の防火設備で区画されたもの)	(第1項) 建築物の階	(第1項) 建築物全体
要求性能	(第2項) 「区画避難安全性能」 当該区画部分のいずれの室で火災が発生した場合においても、当該区画部分から当該区画部分以外の部分等までの避難を終了するまでの間、避難上支障がある高さまで煙・ガスが降下しないこと	(第2項) 「階避難安全性能」 当該階のいずれの室で火災が発生した場合においても、当該階から直通階段の一までの避難を終了するまでの間、避難上支障がある高さまで煙・ガスが降下しないこと	(第3項) 「全館避難安全性能」 当該建築物のいずれの室で火災が発生した場合においても、当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、避難上支障がある高さまで煙・ガスが降下しないこと
検証方法	(第3項第1号) 【煙降下時間>区画避難時間】 「煙・ガスが避難上支障のある高さまで降下する時間」 > 「区画避難に必要な時間」	(第3項第1号) 【煙降下時間>階避難時間】 「煙・ガスが避難上支障のある高さまで降下する時間」 > 「階避難に必要な時間」	(第4項第1号) 【煙降下時間>全館避難時間】 「煙・ガスが階段室又は直上階以上の階に流入する時間」 > 「全館避難に必要な時間」
	(第3項第2号) 【避難上支障ある煙高さ<避難完了時の煙高さ】 「避難上支障のある煙・ガスの高さ」 < 「区画避難に必要な時間が経過した時における煙・ガスの高さ」	(第3項第2号) 【避難上支障ある煙高さ<避難完了時の煙高さ】 「避難上支障のある煙・ガスの高さ」 < 「階避難に必要な時間が経過した時における煙・ガスの高さ」	(第4項第2号) 【避難上支障ある煙高さ<避難完了時の煙高さ】 「階段に煙が流入する高さ」・「避難上支障のある煙・ガスの高さ」 < 「全館避難に必要な時間が経過した時当該階又は直上階以上の階の煙・ガスの高さ」

改正の主旨

○現行では、「客席部分の構造」として、**定性的な基準**※を定めている。

※客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない構造であること

○今回、**基準を具体化**※することとする。

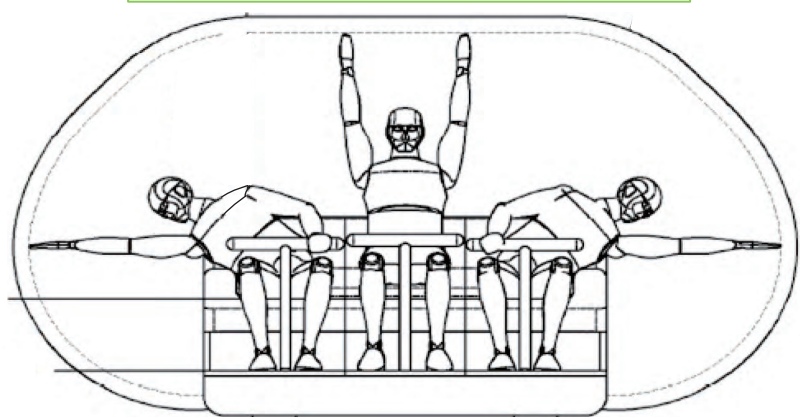
※客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること



改正内容

乗り物から周辺施設までの距離等の**具体的な基準**を定めることとする

具体的な基準のイメージ

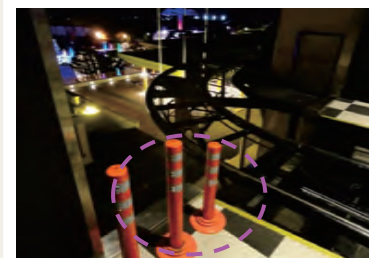


客席にいる人が、手及び足を伸ばした範囲に触れるものがない。



客席から手を伸ばしても、柵に触れない。

例外として、触れても危害を受けるおそれのないものは除く。



触れても危険のないポールの例